

「21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会」 に入会・参加しませんか

理事：奈倉道隆（1960年・医）、広原盛明（1961年・工）、上田実（1988年・農）、
長谷川吉典（1988年・工）、亀岡哲也（1989年・文）、富岡勝（1989年・教育）
盛田良治（1991年・文）、稲庭篤（1991年・理）、伊藤桃子（1999年・文）
佐藤啓花（2024年・工）

本会は、「21世紀に吉田寮を活かす」ことを目的に、2017年10月に発足しました。

当会は、結成時より、吉田寮（建物と自治）の意義を鑑み、21世紀において吉田寮が活用されつづけることを目指して、提案やイベントを進めてきました。たとえば「吉田寮の保全と活用を求める卒寮生と市民の共同声明」、京都大学新聞連載「吉田寮百年物語」への協力、『京大吉田寮百年物語』（小さ子社、2025年7月）出版への協力、連続公開学習会「『吉田寮と京大』学」（2025年11月まで12回開催）、年1回程度の年次総会（2025年11月2日など）、大学への申し入れ書提出（2025年9月19日）、京大ホームカミングデーでの情宣（2025年11月1日）などに取り組んできました。

現在は約115名ですが、最近まで在寮していた方を含めて幅広い世代のさらに多くの元吉田寮生に参加していただき、21世紀に吉田寮を活かすため、京大のステークホルダー（幅広い世代の同窓会組織）として存在感・影響力のある会にしていきたいと思っています。

吉田寮の元寮生の方は、正会員としてのご加入の検討をお願いいたします。現役吉田寮生の方も「賛助会員」として会の取り組みにご参加いただけます。市民の方も本会の行事にオブザーバーとしてご参加いただけます。ご理解・ご協力をお願いします。

記

1. 本会HPで会則、声明文、ブログ（活動記録）などを公開しています。

<https://yoshidaryo.cloudfree.jp/>

（キーワード「吉田寮元寮生の会」で検索すると見つかります。

右のQRコードからもアクセスできます）



2. 加入の手続き 事務局宛に下記内容の連絡と、正会員の方は入会費1000円（年会費はありません）の納入をお願いします。（現寮生・市民の方のご参加も歓迎いたします）

1) メール送付

- ① 送付先 当会事務局 富岡宛 tomiokamasa@kindai.ac.jp
- ② 送付内容（以下の項目について差支えない範囲で記載してください）

21世紀に吉田寮を活かす会加入・参加のための連絡事項（ 年 月 日記入）

- 1 氏名(よみがな) ()
- 2 正会員（吉田寮の元寮生） 賛助会員（現寮生） 行事へのオブザーバー参加希望（市民の皆さん）
- 3 （吉田寮元寮生の場合）在寮棟 部屋
- 4 （吉田寮元寮生の場合）在寮期間
- 5 （京大卒業生の場合）学 部
- 6 住 所 〒
- 7 電 話
- 8 メールアドレス @

2) 入会金 正会員の場合、入会時に会費 1,000 円を納付願います (年会費はありません)。

理事への手渡し可能。振り込みの場合は下記にて。

① 振り込み方法1 ゆうちょ銀行 記号：14000 番号： 56288951

名前：ニジュウイチセイキニヨシダリョウライカスモトリョウセイノカイ

(21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会)

② 振り込み方法2 ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込みしていただく場合は、下記要領にて。

銀行名：ゆうちょ銀行 店名：四〇八 (読み ヨンゼロハチ) 店番：408

預金種目：普通預金 口座番号： 5628895 名前： 同上

3) 本会では、メーリングリストで連絡を取ります。入会後に招待メールを送付いたします。

4) 現役寮生の方は、「賛助会員」として、会の催し等に参加できます。(入会金は不要です)

市民の方は、事前にお申し込みいただければ会の催し等にオブザーバー参加できます。

5) 事務局所在地 (加入申し込みは郵送でも結構です)

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室内

事務局長連絡先 富岡勝 tomiokamasa@kindai.ac.jp 電話 090-3707-5624

3. 会則 より

21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会会則 (2017年10月21日結成総会で承認済)

第1条 この会は、21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会 (以下「本会」と呼ぶ) と称する。

第2条 本会は、京都大学吉田寮に関して幅広い年代の元寮生による情報交換・交流及び大学内外へのアピールなどを通じて、21世紀に京都大学吉田寮を活かしていくことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動 (事業) を実施する。

①幅広い世代の吉田寮元寮生間での情報交換・交流

②21世紀に吉田寮を活かすための京都大学内外へのアピール

③その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 この会は以下のような会員で構成する。

(1) 正会員は、京都大学吉田寮の元寮生で、本会の目的に賛同して入会登録を行った者とする。

(2) 賛助会員は、京都大学吉田寮に在寮中で、本会の活動を賛助するために入会登録を行った者とする。

以上